

第2編 損害保険契約等にかかる税務知識

学習のねらい

損害保険税務の基本的な仕組み・考え方について理解する。

※損害保険に関する保険料・保険金・損害賠償金等に関する税務知識（個人・個人事業主・法人別）を深く理解することにより、保険契約者等に契約手続時や保険金支払時における各種アドバイス等を適切に行うことができる。

第1章 保険料の税務処理

地震保険料控除・生命保険料控除およびその他経理処理など保険料の税務処理について、個人、個人事業主、法人に分けて学習します。

(注) 税法上は、①個人または個人事業主を対象とする所得税法と、②法人を対象とする法人税法に分類されていますが、本テキストでは、①を個人と個人事業主に分けて説明しています。

1. 個人の契約

個人の支払った保険料は、一定の条件に該当する地震保険契約や一定の傷害疾病保険契約であれば、所得税および個人住民税における地震保険料控除または生命保険料控除の対象となります。

(注) 地震保険料控除および生命保険料控除は、所得金額から一定の金額を控除する所得控除であり、所得税額から直接差し引かれる税額控除とは異なります (P. 24参照)。

(1) 地震保険料控除

① 地震保険料控除の対象

個人の支払った保険料のうち、次に該当するものは、地震保険料控除の対象となります。控除の対象となるものは、所得税、個人住民税ともに同じですが、控除額が異なります。

なお、雇用主（個人事業主または会社）が個人（役員・従業員）の保険料を支払った場合に、保険料相当額の給与の支払いがあったものとして個人に課税される場合は、地震保険料控除の対象となります。

a. 地震保険契約

自己や自己と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する家屋で常時その居住の用に供するもの、または生活用動産を保険の対象とする地震保険契約の保険料を支払った場合、地震保険料控除として所得税においては最高50,000円を所得金額から控除することができます。

なお、地震保険契約と後記bに定める旧長期損害保険契約（経過措置）の両方がある場合には、合算して50,000円が限度となります。

(注) 地震保険を付した建物が店舗併用住宅等の場合は、居住用部分のみが地震保険料控除の対象となります。この場合、対象となる地震保険料は次の算式に従って計算します。

ただし、総床面積の90%以上が居住用部分である場合は、地震保険料の全額を地震保険料控除の対象とすることができます。

$$\text{地震保険料} \times \frac{\text{居住の用に供している部分の床面積}}{\text{その家屋の総床面積}}$$

b. 旧長期損害保険契約

「損害保険料控除制度」の廃止に伴う経過措置として、損害保険契約のうち2006（平成18）年12月31日までに締結した長期の損害保険契約（注1）については、当該契約が満期になるまで、旧長期損害保険契約として、所得税においては毎年最高15,000円を所得金額から控除することができます（注2）。

（注1）長期の損害保険契約とは、保険期間が10年以上で、かつ、満期返れい金を支払うことになっている契約をいいます。長期の損害保険商品としては、積立火災保険、積立傷害保険、年金払積立傷害保険などが該当します。

（注2）経過措置の適用を受ける旧長期損害保険契約（2006〈平成18〉年12月31日までに締結した契約）に2007（平成19）年1月1日以後に保険料を変更（増減）する契約内容変更（異動）があった場合には、その契約内容変更（異動）があった年以後は、経過措置の適用が受けられません。

（注3）長期の損害保険契約に地震保険が付帯（セット）された（または中途付帯された）契約においては、地震保険料控除または旧長期損害保険料控除（経過措置）のいずれか一方を選択して適用を受けることができます。

② 地震保険料控除額の計算

地震保険料控除額は、1年間に支払った保険料の額により、所得税と個人住民税ごとに次のように計算します。

【所得税】

区分	1年間の支払保険料（注2）の合計	控除額
地震保険料（A）	50,000円以下	支払金額の全額
	50,000円超	一律50,000円
旧長期損害保険料（B）	10,000円以下	支払金額の全額
	10,000円超 20,000円以下	支払金額×1/2+5,000円
	20,000円超	15,000円
（A）と（B）の両方がある場合（注1）	—	（A）（B）それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高50,000円）

（注1）（B）に（A）が付帯（セット）された（または中途付帯された）契約においては、（A）か（B）のいずれか一方を選択して適用を受けることができます。

（注2）1年間の支払保険料とは、その年の「1月1日から12月31日まで」に保険会社に支払った保険料から、保険会社から受領した返れい金等を控除したものをいいます。

【個人住民税】

区分	1年間の支払保険料（注2）の合計	控除額
地震保険料（A）	50,000円以下	支払金額×1/2
	50,000円超	一律25,000円
旧長期損害保険料（B）	5,000円以下	支払金額の全額
	5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
（A）と（B）の両方がある場合（注1）	—	（A）（B）それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高25,000円）

（注1）上記 所得税の（注1）に同じ。

（注2）上記 所得税の（注2）に同じ。

(2) 生命保険料控除

(注) 本項においては、保険契約は共済契約等を含めて「保険契約等」、保険料は共済契約における掛金を含めて「保険料等」、保険金は共済金その他の給付金を含めて「保険金等」といいます。

① 生命保険料控除の対象

個人が支払った生命保険料等、介護医療保険料等および個人年金保険料等は、所得税および個人住民税において一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「生命保険料控除」といいます。

生命保険料控除の対象となる保険契約等には、生命保険契約等、介護医療保険契約等および個人年金保険契約等があります。

a. 生命保険契約等に基づいて支払った保険料等

生存または死亡に基因して一定額の保険金等が支払われる保険契約等(他の保険契約に付帯(セット)して締結した契約を含みます)で、保険金等の受取人のすべてを自己(納税者)またはその配偶者その他の親族とするものの保険料(生命保険料)等が対象となります。

(注) 平成22年度税制改正に伴い、2012(平成24)年1月以降、それまで生命保険契約等として取り扱っていた、疾病または傷害に基因して保険金等が支払われる保険契約等が、新たに介護医療保険契約等として規定されました。したがって、2012(平成24)年1月1日以降に締結した契約(新生命保険料等)と、2011(平成23)年12月31日以前に締結した契約(旧生命保険料等)では、この介護医療保険料等の取扱いが異なります。

b. 介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等

2012(平成24)年1月1日以後に生命保険会社等または損害保険会社等と締結した次の保険契約等(他の保険契約に付帯(セット)して締結した契約を含みます)で、保険金等の受取人のすべてを自己(納税者)またはその配偶者その他の親族とするものの保険料(介護医療保険料)等が対象となります。

・ 疾病または身体の傷害等により保険金等が支払われる保険契約等で、医療費支払事由に基因して保険金等が支払われるもの等

c. 個人年金保険契約等に基づいて支払った保険料等

生命保険契約等のうち、年金(退職年金を除きます)給付の定めがある保険契約等(他の保険契約に付帯(セット)して締結した契約を含みます)で、次の要件を満たしたものの保険料(個人年金保険料)等が対象となります。

なお、損害保険会社が取り扱う商品は、この個人年金保険契約等には該当しません。

・ 年金の受取人が保険契約者またはその配偶者である契約であること
・ 10年以上の期間にわたって保険料等を定期に支払う契約であること
・ 年金の支給開始が原則として満60歳になっている10年以上の定期または終身の年金であること
(被保険者等の重度の障害を原因として年金の支払いを開始する10年以上の定期年金または終身年金を含みます)

(注1) 平成22年度税制改正に伴い、2012(平成24)年1月以降、個人年金保険契約等についても、2012(平成24)年1月1日以降(新個人年金保険料等)と、2011(平成23)年12月31日以前(旧個人年金保険料等)で取扱いが異なります。

(注2) 変額個人年金保険料は、個人年金保険契約等ではなく、aの生命保険契約等に基づいて支払った保険料等となります。

(参考) 生命保険料控除の対象とならない生命保険契約

保険種類	内 容
貯蓄保険 (保険期間5年未満)	保険期間が5年未満で、被保険者が満期日に生存している場合にのみ保険金が支払われる生命保険契約
	保険期間が5年未満で、被保険者が満期日に生存している場合および被保険者がその保険期間中に災害、感染症などの特定の事由で死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険契約
財形保険	勤労者財産形成貯蓄、勤労者財産形成年金貯蓄または勤労者財産形成住宅貯蓄に係る生命保険契約
その他	外国の保険会社と国外で締結した生命保険契約

② 生命保険料控除額の計算

控除額の計算は、2011（平成23）年12月31日以前に締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます）と2012（平成24）年1月1日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」といいます）とで異なります。

(注) 2012（平成24）年1月1日以後に締結した保険契約等には、契約締結日が2011（平成23）年12月31日以前であっても、2012（平成24）年1月1日以後に更新や特約中途付帯等により所定の契約内容が変更された場合を含みます。

a. 新契約のみの場合

控除額は、新契約において1年間に支払った保険料等の額により、所得税、個人住民税ごとに次のように計算します。

【所得税】

区分	1年間の支払保険料等（注1）	控除額
生命保険料等 介護医療保険料等 個人年金保険料等	20,000円以下	支払保険料等全額
	20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
	40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
	80,000円超	一律40,000円

(注1) 1年間の支払保険料等とは、その年の「1月1日より12月31日まで」に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金等を控除したものをいいます（以下同様）。

(注2) 各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は120,000円となります。

【個人住民税】

区分	1年間の支払保険料等	控除額
生命保険料等 介護医療保険料等 個人年金保険料等	12,000円以下	支払保険料等全額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
	56,000円超	一律28,000円（注）

(注) 各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は70,000円となります。

第2編 損害保険契約等にかかる税務知識

b. 旧契約のみの場合

控除額は、旧契約において1年間に支払った保険料等の額により、所得税、個人住民税ごとに次のように計算します。

【所得税】

区分	1年間の支払保険料等	控除額
生命保険料等 個人年金保険料等	25,000円以下	支払保険料等全額
	25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
	50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
	100,000円超	一律50,000円

(注) 各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は100,000円となります。

【個人住民税】

区分	1年間の支払保険料等	控除額
生命保険料等 個人年金保険料等	15,000円以下	支払保険料等全額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
	70,000円超	一律35,000円

(注) 各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は70,000円となります。

c. 新旧契約が並存する場合

新契約と旧契約の両方を契約しており、新旧両契約に生命保険料控除を適用する場合は、まず前記aとbごとの控除額を計算してから、各々次の限度額を適用します。

【所得税】

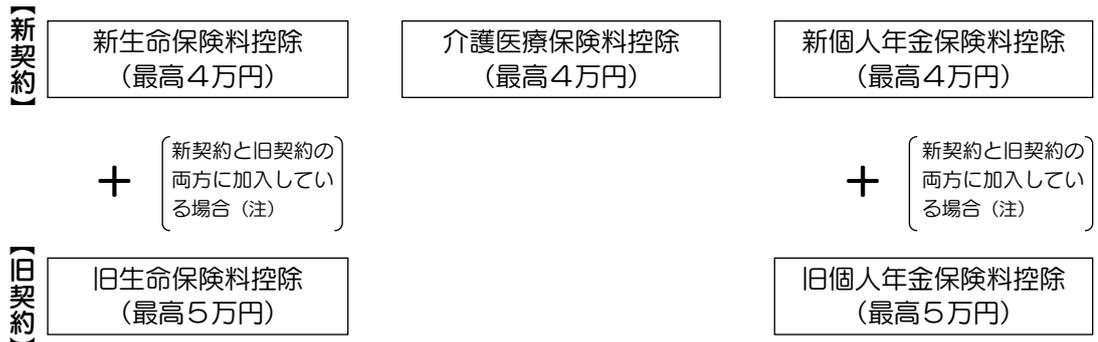
区分	控除限度額		
	新契約のみ	旧契約のみ	新旧両契約に控除を適用する場合
生命保険料等	40,000円	50,000円	40,000円 (注)
介護医療保険料等	40,000円	—	40,000円
個人年金保険料等	40,000円	50,000円	40,000円 (注)
合計	120,000円	100,000円	120,000円

(注) 旧契約の保険料等が60,000円以下の場合の控除限度額です。

旧契約の保険料等が60,000円超の場合は、「旧契約のみの場合」の保険料等に基づいて計算した控除額（最高50,000円）を適用します。

ただし、この場合でも各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は120,000円となります。

適用限度額12万円（所得税）



(注) 新契約と旧契約の両方に加入している場合は、旧契約の保険料等の金額によって、次のとおり控除額の計算方法が変わります。

- ・旧契約の保険料等が6万円超の場合：「旧契約のみの場合」の保険料等に基づいて計算した控除額（最高5万円）を適用します。
- ・旧契約の保険料等が6万円以下の場合：「新契約のみの場合」の保険料等に基づいて計算した控除額と、「旧契約のみの場合」の保険料等に基づいて計算した控除額の合計額（最高4万円）を適用します。

(国税庁ホームページを基に作成)

【個人住民税】

区分	控除限度額		
	新契約のみ	旧契約のみ	新旧両契約に 控除を適用する場合
生命保険料等	28,000円	35,000円	28,000円 (注)
介護医療保険料等	28,000円	—	28,000円
個人年金保険料等	28,000円	35,000円	28,000円 (注)
合計	70,000円	70,000円	70,000円

(注) 旧契約の保険料等が42,000円以下の場合の控除限度額です。

旧契約の保険料等が42,000円超の場合は、「旧契約のみの場合」の保険料等に基づいて計算した控除額（最高35,000円）を適用します。

ただし、この場合でも各区分の支払保険料等を合計した控除限度額は70,000円となります。

(3) 地震保険料控除および生命保険料控除の手続き

① 給与所得者の場合

給与所得者の多くは、給与所得から源泉徴収される所得税について、年末調整を行うだけで済み、確定申告を行う必要はありません(注1)。

この場合、所得税と個人住民税の地震保険料控除または生命保険料控除の適用を受けるためには、給与所得者の保険料控除申告書に必要事項を記入し、保険会社の発行する「地震保険料控除証明書」または「生命保険料控除証明書」を添付して勤務先に提出する必要があります(注2)。

(注1) 給与の年間収入金額が2,000万円を超える者等は、年末調整ではなく確定申告を行う必要があります(P.30参照)。

(注2) 生命保険料控除の場合、P.80(2)①aの生命保険契約等で2011(平成23)年12月31日以前に締結したものについては、1年間の支払保険料が1契約につき9,000円以下であれば、「生命保険料控除証明書」を添付する必要はありません(給与所得者以外の場合も同様)。

② 給与所得者以外の場合

給与所得者でない者が、所得税および個人住民税の地震保険料控除または生命保険料控除の適用を受けるためには、その翌年の原則として2月16日から3月15日までの間に提出する所得税の確定申告書の保険料控除欄に必要事項を記入し、保険会社の発行する控除証明書を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。

(参考) 控除証明書における保険料の取扱い

保険料の払込方法	控 除 額	
	保険期間が1年を超える契約で保険料払込方法が一時払となっている場合	地震保険料控除
生命保険料控除		一時払保険料の全額
分割払契約、月払契約等で、控除証明書に1回分の保険料が記載されている場合	控除証明書に記載されている保険料にその年中に支払われた回数を乗じた額	
長期回払契約で保険料を前納した場合	その年中に払込期日が到来している分の保険料の額	

2. 個人事業主の契約

個人事業主が、その事業にかかわる損害保険を契約し、保険料を支払った場合、原則としてその保険料は、事業所得上の必要経費（損害保険料、福利厚生費、従業員給与など）または資産（前払保険料、積立保険料など）となります。

(1) 一般の契約（満期返れい金付きの長期契約以外）

① 必要経費となる保険料

個人事業主が、その事業にかかわる損害保険料を支払った場合、その保険料は事業所得上の必要経費となります。

例えば、次のような損害保険料が該当します。

- ・商品を運送する際の運送保険料
- ・保管中や在庫の商品の火災保険料
- ・事務所建物等の火災保険料（注1）（注2）
- ・業務で使用する自動車の自賠責保険料、自動車保険料 など

（注1）個人事業主と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する建物等を業務に使用している場合には、保険契約者が個人事業主本人であるか親族であるかにかかわらず、支払った火災保険料は必要経費となります。

（注2）店舗併用住宅等の場合には、店舗部分の保険料のみが必要経費となり、居住の用に供している部分の保険料は必要経費となりません。

なお、店舗併用住宅等に契約している損害保険契約に係る地震保険料控除の取扱いについては、個人の契約の場合と同様です（P.78参照）。

なお、個人事業主に係る保険料（注）は、家事関連費となり、必要経費とはなりません。

（注）個人事業主に係る保険料とは、火災保険では、事業主本人の住宅や家財（生活用動産）の火災保険料等、傷害保険・介護医療保険では、事業主本人を被保険者とする傷害保険料等、自動車保険では、事業主の自家用車の自動車保険料等のことをいいます。

ただし、店舗併用住宅のように自宅を店舗としても使用している場合や、自家用車を業務用にも使用している場合等、家庭用と事業用を兼用としているものに係る保険料は、明文規定はありませんが、事業用としての使用割合に応じて当該割合の保険料を必要経費とすることができるとされています（上記（注2）参照）。

② 必要経費となる保険料の処理

a. 保険期間が1年以内の契約の場合

必要経費として処理できる保険料の額は、原則として、その年の1月1日から12月31日までに対応する期間分のみで、通常は月割計算します（期間対応の原則）。

ただし、個人事業主が毎年同じ方法で処理を行っている場合には、当年に支払った保険料がその年に対応しない期間分のを含んでいても、支払った日から1年以内の期間分のものであれば、「短期前払費用」の特例により、その年の必要経費として処理することができます（注）。

（注）保険料を支払った日の属する年と保険始期日の属する年が同一であることが条件となります。

(2) 満期返れい金付きの長期契約（保険期間が3年以上で、かつ、保険期間満了時に満期返れい金を支払う契約）

満期返れい金付きの長期契約であっても必要経費となる保険料は、前記（1）一般の契約と同じです（P.85参照）。

なお、必要経費となる保険料の処理についても、前記（1）と基本的には同じですが、満期返れい金付きの長期契約の場合は、積立保険料部分の金額は、保険期間の満了（保険契約の解除または失効を含みます）の時まで資産に計上し、その他の部分（補償部分）の金額は、保険期間の経過に応じて必要経費として処理します。

積立保険料部分	その他の部分（補償部分）
資産に計上 （保険期間満了まで）	必要経費として処理 （保険期間の経過に応じて）

(3) 従業員のための契約

① 必要経費となる保険料の処理

個人事業主が、従業員のために負担した次のような保険料は、必要経費として処理します。

保険の種類	内 容
火災保険 （注1）	従業員の居住家屋や家財（生活用動産）を保険の対象とする保険契約
傷害保険等 （注1）	従業員やその家族を被保険者とする傷害保険契約、介護医療保険契約
自賠責保険 自動車保険 （注2）	従業員が所有し、業務に使用する自動車に係る保険契約

（注1）特定の従業員のみを被保険者とする場合には、従業員の給与としての必要経費となり、その従業員は、給与の支払いを受けたものとして所得税、復興特別所得税および個人住民税（以下、本章において「所得税等」といいます）が課税されます。

（注2）従業員がその所有する自動車を通勤用または私用にのみ使用している場合には、従業員の給与としての必要経費となり、その従業員は、給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます。

なお、従業員が当該自動車を一部業務用として使用している場合等、私用と業務用を兼用としているものに係る保険料は、明文規定はありませんが、その使用割合に応じて私用部分の割合の保険料を給与としての必要経費とすることができるとされています。

② 従業員に対する課税

a. 火災保険契約または傷害保険契約等に係る保険料

個人事業主が保険契約者となり、従業員を被保険者とする火災保険契約または傷害保険契約等に係る保険料を個人事業主が支払った場合には、原則として、従業員に対する課税はありません。

ただし、特定の従業員のみを被保険者とする場合や、従業員が締結した保険契約の保険料を個人事業主が負担する場合などは、その従業員は給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます。この場合、その保険契約が地震保険料控除の対象に該当するときは、その保険料は、従業員の地震保険料控除の対象となります。

（注）地震保険料控除の取扱いについては、前記1. 個人の契約（1）と同様です。

(a) 一般の契約（満期返れい金付きの長期契約以外）：火災保険・傷害保険等（注1）

保険契約者 （保険料負担者）	被保険者	個人事業主の処理	従業員に対する課税
個人事業主	全従業員	必要経費 （保険料の全額）	非課税
個人事業主	特定の従業員	給与としての必要経費 （保険料の全額）	課税 〔保険料相当額の給与の支 払いを受けたものとみな されます〕

（注1）傷害保険等の場合には、従業員とともにその家族を被保険者とする契約を含みます。

（注2）「従業員」には、個人事業主本人は含みません。個人事業主とともに従業員を被保険者とする保険契約を締結した場合、個人事業主本人の保険料部分は必要経費となりません（P.85参照）。

（注3）個人事業主が、従業員が保険契約者となる保険契約において従業員が負担すべき保険料を負担する場合、個人事業主は保険料の全額を給与としての必要経費として処理できます。また、従業員は、保険料相当額の給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます。

(b) 満期返れい金付きの長期契約：火災保険・傷害保険等（注1）

保険契約者 （保険料負担者）	被保険者	個人事業主の処理	従業員に対する課税
個人事業主	全従業員	積立保険料部分は資産計上 ----- その他の部分は必要経費	非課税
個人事業主	特定の従業員	積立保険料部分は資産計上 ----- その他の部分は給与としての 必要経費	非課税 ----- その他の部分のみ課税 〔支払保険料の額から積立 保険料相当額を控除した 残額について給与の支 払いを受けたものとみな されます〕

（注1）傷害保険等の場合には、従業員とともにその家族を被保険者とする契約を含みます。

（注2）「従業員」には、個人事業主本人は含みません。個人事業主とともに従業員を被保険者とする保険契約を締結した場合、個人事業主本人の保険料部分は必要経費となりません（P.85参照）。

（注3）個人事業主が、従業員が保険契約者となる保険契約において従業員が負担すべき保険料を負担する場合、個人事業主は保険料の全額を給与としての必要経費として処理できます。また、従業員は、保険料相当額の給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます。

b. 自動車保険契約に係る保険料

自動車保険契約に係る保険料については、その保険料が従業員の負担すべきものであれば、その従業員は、給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます（火災保険や傷害保険等のような従業員に対する非課税の定めはありません）。

3. 法人の契約

法人の契約における損害保険料の取扱いは、基本的に個人事業主の場合と同様の考え方となります。ただし、個人事業主と法人とでは、次の点が異なります。

- ・個人事業主は暦年（1月1日から12月31日まで）で処理しますが、法人の場合は、その法人ごとの事業年度により処理します。
- ・個人事業主において「必要経費」としていたものを、法人の場合は「損金」と読み替えて適用します。法人の支払った損害保険料で損金となるものは、法人の所得の計算上、益金から差し引くことができます（P.51参照）。

（1）業務のための契約

① 一般の契約（満期返れい金付きの長期契約以外）

a. 損金となる保険料

法人が支払った保険料のうち、その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価、その他これらに準じる原価またはその事業年度の販売費・一般管理費その他の費用となるものは損金となります。

（注）損金として処理できる保険料の例は、原則として個人事業主と同様となります。

b. 損金となる保険料の処理

個人事業主の場合と同様の考え方となります。

② 満期返れい金付きの長期契約（保険期間が3年以上で、かつ、保険期間満了時に満期返れい金を支払う契約）

個人事業主の場合と同様の考え方となります。

（2）役員・従業員のための契約

① 法人の損金処理

法人が役員または従業員のために負担した保険料は、損金となります。

（注）損金として処理できる保険料の例は、原則として個人事業主と同様となります。

② 役員および従業員に対する課税

a. 火災保険契約または傷害保険契約等に係る保険料

法人が保険契約者となり、全従業員、または役員および全従業員を被保険者とする火災保険契約または傷害保険契約等に係る保険料を法人が支払った場合には、原則として、役員および従業員に対する課税はありません。

ただし、役員または特定の従業員を被保険者とする場合や、役員または従業員が締結した保険契約の保険料を法人が負担する場合などは、その役員または従業員は、給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます。この場合、その保険契約が地震保険料控除制度の対象契約に該当するときは、その保険料は、役員または従業員の地震保険料控除の対象となります（その保険契約が火災保険契約で保険の対象が建物の場合は、居住の用に供している部分の保険料に限る等の制約があります）。

（注）地震保険料控除の取扱いについては、前記1. 個人の契約（1）と同様です。

(a) 一般の契約（満期返れい金付きの長期契約以外）：火災保険・傷害保険等（注1）

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	法人の処理	役員・従業員に対する課税
法人	全従業員、または 役員および全従業員	損金 (保険料の全額)	非課税
法人	役員または 特定の従業員	給与としての 損金 (保険料の全額)	課税 〔保険料相当額の給与の支払い を受けたものとみなされます〕

(注1) 傷害保険等の場合には、役員または従業員とともにその家族を被保険者とする契約を含みます。

(注2) 法人が、役員または従業員が保険契約者となる保険契約において、それらの者が負担すべき保険料を負担する場合、法人は保険料の全額を給与として損金算入します。また、役員または従業員は、保険料相当額の給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます。

(b) 満期返れい金付きの長期契約：火災保険・傷害保険等（注1）

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	法人の処理	役員・従業員に対する課税
法人	全従業員、または 役員および全従業員	積立保険料部分は 資産計上 その他の部分は 損金	非課税
法人	役員または 特定の従業員	積立保険料部分は 資産計上 その他の部分は 給与としての損金	非課税 その他の部分のみ 課税 〔支払保険料の額から積立保険 料相当額を控除した残額につ いて給与の支払いを受けたも のとみなされます〕

(注1) 傷害保険等の場合には、役員または従業員とともにその家族を被保険者とする契約を含みます。

(注2) 法人が、役員または従業員が保険契約者となる保険契約において、それらの者が負担すべき保険料を負担する場合、法人は保険料の全額を給与として損金算入します。また、役員または従業員は、保険料相当額の給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます。

b. 自動車保険契約に係る保険料

自動車保険契約に係る保険料が、本来、役員または従業員の負担すべきものであれば、その役員または従業員は、給与の支払いを受けたものとして所得税等が課税されます（火災保険や傷害保険等のような役員および従業員に対する非課税の定めはありません）。

第2章 保険金の税務処理

保険金の税務処理について、個人、個人事業主、法人に分けて学習します。

(注) 税法上は、①個人または個人事業主を対象とする所得税法と、②法人を対象とする法人税法に分類されていますが、本テキストでは、①を個人と個人事業主に分けて説明しています。

1. 個人の契約

(1) 資産の損害に基因して支払いを受ける保険金

所得税法上、損害保険契約に基づく保険金のうち、資産の損害に基因して支払いを受けるものは、非課税所得とされます。

したがって、家屋や家財などの資産(財物)を保険の対象とする火災保険契約や動産総合保険契約、自動車保険の車両保険契約などにおける損害に対して支払われる保険金には課税されません。

なお、取得した保険金が損害額を超える場合であっても、その超過部分に対して課税されません。

(注) 居住用家屋等の損害額が、取得した保険金を超える場合、その超過部分は、雑損控除(P.105参照)の対象となります。

(2) 身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金(死亡保険金を除く)

所得税法上、損害保険契約に基づく保険金のうち、身体の傷害に基因して支払いを受けるものも同様に、非課税所得とされます(死亡保険金を除きます)。

したがって、本人や家族(注)を被保険者とする傷害保険契約の後遺障害保険金や入院・手術・通院保険金、所得補償保険契約の保険金、医療保険契約の保険金、自動車保険契約における人身傷害保険金(被保険者の過失部分の保険金を含みます)、自損事故保険金、無保険車傷害保険金には課税されません。

(注) 家族とは、配偶者、直系血族および生計を一にするその他の親族をいいます。

(参考) 所得税法で非課税となる保険金の例

自動車保険	対人賠償責任保険	対人事故により被保険者に支払われる保険金
	対物賠償責任保険	対物事故により被保険者に支払われる保険金
	人身傷害保険	① 損害賠償的要素の保険金 被保険者の死亡・後遺障害・傷害に対する保険金のうち、加害者の過失による部分 ② 傷害保険的要素の保険金 被保険者の過失による部分として支払われる後遺障害保険金、医療保険金
	無保険車傷害保険	無保険車による事故により被保険者や被保険者の父母、配偶者、子が受け取る保険金
	自損事故保険	被保険者が受け取った後遺障害保険金、医療保険金
	車両保険	車両事故により被保険者に支払われる保険金
火災保険		火災・爆発などの事故により支払われる保険金
傷害保険		本人または家族の傷害により受け取った後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

(損保協会作成『そんぽ 相談ガイド』を一部修正)

(3) 死亡に対する保険金

前記(2)にかかわらず、死亡保険金は課税の対象となり、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人の関係により、次のとおり課税される税金が異なります。

① 保険契約者が被保険者である場合

保険契約者が被保険者である場合の死亡保険金は、相続税法上のみなし相続財産として、相続税の課税対象となります(P.36参照)。

ただし、相続人が死亡保険金を受け取った場合、そのすべての相続人が受け取った死亡保険金(生命保険の保険金等を含みます)のうち、次の算式で算出した金額までは非課税財産として課税の対象となりません。

$$\text{保険金の非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数 (注)}$$

(注) 法定相続人の数には、相続を放棄した者の人数を含み、相続人の資格を失った者の人数を除きます。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	課税される税金
A	A	B (Aの相続人)	相続税 (非課税限度額の適用あり)
		C (Aの相続人以外)	相続税 (非課税限度額の適用なし)

② 保険契約者が死亡保険金受取人である場合

保険契約者が死亡保険金受取人である場合の死亡保険金は、一時所得（P. 18参照）として扱われ、他の所得と総合して課税されます。

$$\text{課税対象額} = \{(\text{死亡保険金} - \text{払込保険料}) + \text{他の一時所得} - 50\text{万円 (注)}\} \times 1/2$$

(注) 特別控除額として最高50万円が控除されます。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	課税される税金
A	B (保険契約者以外)	A	一時所得として 所得税・復興特別所得税・ 個人住民税

③ 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合

保険金受取人が保険契約者でも被保険者でもない場合の死亡保険金は、相続税法上のみなし贈与財産として贈与税の対象となります（P. 44参照）。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	課税される税金
A	B (保険契約者以外)	C (保険契約者および被保険者以外)	贈与税

(4) 損害賠償に対する保険金

心身または資産に加えられた損害を賠償する保険金は、原則として、非課税所得となります。

また、自ら契約した賠償責任保険から支払われる保険金は、被害者への損害賠償金となることから契約者へは課税されません。

2. 個人事業主の契約

個人事業主が損害保険会社等と締結した保険契約に基づいて、資産の損害に基因して支払いを受ける保険金や、身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金を受け取った場合には、基本的に個人の場合と同様、非課税となります。

ただし、個人事業主は、個人とはいえ、事業所得を生ずべき業務を行っているため、事業所得に代わる性質を有する保険金については、事業所得の収入金額に算入されることになります。

(1) 事業用固定資産に対する保険金

個人事業主も個人として保険金を受け取るようになりますので、個人と同様、非課税となります。

なお、事業用固定資産の損失の金額を超える金額の保険金等の支払いを受けた場合であっても、その部分に対して課税されません。

また、保険金が損失額を下回る場合は、差額を必要経費に算入できます。

(注) 満期返れい金付きの長期契約でも、受け取る保険金には課税されませんが、その保険金の支払いにより契約が失効した場合は、保険金が非課税とされる関係上、それまで資産に計上していた積立保険料は必要経費に算入されません。

ただし、個人事業主が保険契約者であり、第三者が被保険者のときは、必要経費に算入することができません。

(2) 事業所得等に代わる性質を有する保険金

個人事業主が保険契約者である契約において、次に掲げる保険金は、事業所得等に代わる性質を有するため、非課税とはなりません。

① 商品等の棚卸資産に対する保険金

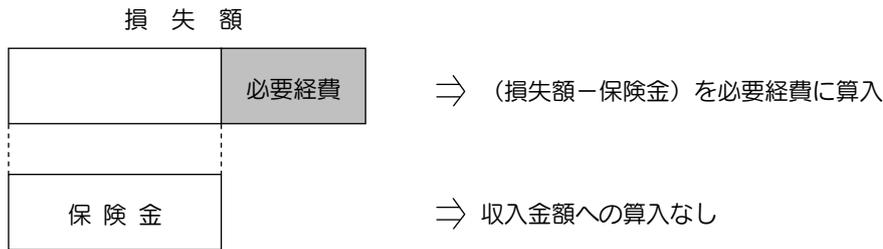
商品等の「棚卸資産」の損失に対する保険金等は、商品等の売却による収入に代わる性質のものであるため、非課税とはなりません。この場合、支払われた保険金等は、事業所得等の収入金額に算入され、被災した商品等の原価は必要経費となります。

② 休業損失に対する保険金

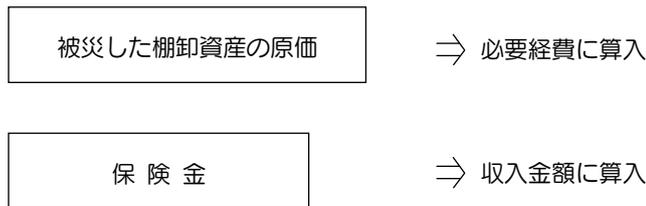
利益保険や店舗休業保険等では、火災等により営業が休止または阻害された場合の損失に対し、保険金が支払われますが、これらは、事業の休止等により業務の収益の補償として取得するものであり、その事業の収入金額に代わる性質のものであるため、非課税とはなりません。この場合、支払われた保険金は、事業所得等の収入金額に算入され、休業期間中の店舗の賃借料などは必要経費となります。

(参考) 保険金の経理処理

○ 事業用固定資産に対する保険金



○ 商品等の棚卸資産に対する保険金



(3) 身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金と死亡保険金

① 個人事業主を被保険者とする契約

a. 傷害、後遺障害に対する保険金

個人事業主を被保険者とする保険契約の「身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金」は、個人の契約と同様、非課税となります (P.91参照)。

b. 死亡に対する保険金

個人事業主を被保険者とする保険契約の死亡保険金は、個人の契約と同様、課税の対象となります (P.92参照)。

② 従業員を被保険者とする契約

個人事業主が従業員またはその家族を被保険者とする損害保険料を負担した場合の取扱いは、次のとおりとなります。

a. 傷害、後遺障害に対する保険金

傷害保険契約の後遺障害保険金や入院・手術・通院保険金、所得補償保険契約の保険金、医療保険契約の保険金、自動車保険契約における人身傷害保険金 (被保険者の過失部分の保険金を含みます)、自損事故保険金、無保険車傷害保険金は、通常、被保険者である従業員に直接支払われるため、個人の場合と同様、非課税となります。

b. 死亡に対する保険金

個人事業主が従業員またはその家族を被保険者とする損害保険料を負担した場合は、保険金受取人により、次のように取り扱われます。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人	課税関係
個人事業主	従業員	個人事業主	事業所得の収入金額に算入(注2) 退職給与規程等に基づいて従業員の遺族に退職金等として支給したときは必要経費に算入
個人事業主 (注1)	従業員	従業員の遺族	相続税
個人事業主 (注1)	従業員の家族	従業員	一時所得として 所得税・復興特別所得税・個人住民税

(注1) 個人事業主が、従業員またはそれらの者の家族を被保険者として保険料を負担しているときは、その保険料は、相続税および所得税の課税上、従業員が負担したものと扱われます。

(注2) 満期返れい金付きの長期契約の場合、その保険金の支払いにより契約が失効したときは、保険金が収入金額に算入される関係上、それまで資産に計上していた積立保険料は必要経費となります。

(4) 損害賠償に対する保険金

損害賠償に対する保険金は、個人の場合と同様、原則として、非課税所得となります。

ただし、保険会社から賠償責任保険金が支払われた場合、被害者に支払った損害賠償金のうち、必要経費に算入した金額に相当する部分(P. 103参照)は、事業所得の総収入金額に算入しなければなりません。

3. 法人の契約

損害保険契約に基づき保険金を受け取った場合には、個人や個人事業主のような非課税扱いの規定がありませんので、保険金は、すべて益金に算入されます。

(1) 事業用固定資産に対する保険金

① 保険金の益金算入

火災等によって建物などに損害が生じたことにより保険金を受け取った場合、その保険の種類や保険の対象の種類にかかわらず、保険金は益金に算入され、損害額は損金として処理されます。

したがって、保険金の額が損害のあった建物などの帳簿価額以下のときは課税されませんが、帳簿価額を超えるときは、その上回る金額が課税の対象となります。

(注) 満期返れい金付きの長期契約では、保険金の支払いによりその契約が終了したときは、支払われた保険金が益金に算入されるため、それまで資産に計上されていた積立保険料は損金となります。

② 事業用固定資産の保険差益に対する課税繰延べ（圧縮記帳）

建物や車両等の固定資産を保険の対象とする保険契約等から保険金を受け取り、保険差益（注1）が生じた場合は、保険金の支払いを受けた事業年度において（注2）、その保険金を使って取得または改良した代替資産の帳簿価額を保険差益の額だけ減額し、その減額した額を損金に計上することができます。これを「圧縮記帳」といいます。

なお、圧縮後の代替資産の取得価額は、圧縮された分だけ減少しますので、その結果、本来は損金として計上されるべき毎期の減価償却費が少なくなり、この分は益金に反映されることとなります。

つまり、圧縮記帳は、免税制度ではなく、課税の繰延制度ということになります。

(注1) 保険差益とは、簡単にいえば、帳簿価額と時価額との差額、すなわち資産の評価益に当たり、次の算式により求められます。

(例) 全損の場合

$$\text{保険差益} = \text{保険金} - \text{固定資産の滅失または損壊により支出する経費}^* - \text{帳簿価額}$$

*固定資産の滅失または損壊により支出する経費とは、建物の取壊費用、焼け跡の残存物の取片づけ費用、消防費等のように、その固定資産の滅失または損壊に直接関連して支出する経費を含みますが、類焼者に対する賠償金、ケガ人への見舞金、被災者への弔慰金等のように当該固定資産の滅失または損壊に直接関連しない経費は含みません。

(注2) 保険金等の支払いを受けた事業年度に代替資産の取得または改良ができない場合でも、その翌期首から原則として2年以内に、代替資産の取得または改良をする見込みであるときは、圧縮限度額の範囲内の額を特別勘定として経理し、損金の額に算入することができます。

a. 圧縮記帳を行うための条件

圧縮記帳を行うための条件は次のとおりです。

- ・ 代替資産は、滅失または損壊した固定資産と同種のもので取得または改良した場合であること
- ・ 固定資産が滅失または損壊した日から3年以内に保険金の支払いが確定していること

b. 圧縮限度額の計算

保険差益により圧縮記帳できる金額は、次の算式で算出される金額が限度となります。これを「圧縮限度額」といいます。

$$\text{圧縮限度額} = \text{保険差益} \times \frac{\text{代替建物等（資産）の取得・改良に使った保険金（注）}}{\text{保険金等の額} - \text{固定資産の滅失または損壊により支出する経費}}$$

（注）分母の金額が限度となります。

c. 建替えした建物の帳簿価額

保険金により建替えした建物の帳簿価額は次の算式で算出されます。

$$\text{建替えした建物の帳簿価額} = \text{建物の建替費用} - \text{圧縮額}$$

（参考）圧縮記帳の計算例

〈条件〉

- ・ 焼失した建物の帳簿価額：700万円
- ・ 焼け跡の残存物の取片づけ費用：100万円
- ・ 受領した火災保険金（全損）：2,600万円
- ・ 建物の建替費用：2,000万円

〈圧縮記帳の計算〉

- ・ 保険差益

$$\begin{array}{r} \text{火災保険金} \\ 2,600\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{残存物の} \\ \text{取片づけ費用} \\ 100\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{建物の帳簿価額} \\ 700\text{万円} \end{array} = \underline{1,800\text{万円}}$$

- ・ 圧縮限度額

$$\begin{array}{r} \text{保険差益} \\ 1,800\text{万円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{建替費用} \\ 2,000\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{火災保険金} \\ 2,600\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{残存物の} \\ \text{取片づけ費用} \\ 100\text{万円} \end{array}} = \underline{1,440\text{万円}}$$

※圧縮記帳することによって、圧縮限度額（1,440万円）を圧縮し、保険差益に対する一時的な課税を回避することができます。この圧縮額（1,440万円）は、損金に算入します。

- ・ 建て替えた建物の帳簿価額

$$\begin{array}{r} \text{建替費用} \\ 2,000\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{圧縮限度額} \\ 1,440\text{万円} \end{array} = \underline{560\text{万円}}$$

※圧縮記帳することによって、建替建物の帳簿価額が560万円に圧縮されます。この建替建物の帳簿価額（560万円）は、翌事業年度以降に減価償却されます。

（2）商品などの棚卸資産、休業損失などに対する保険金

商品など棚卸資産の損害に対する保険金や、利益保険、店舗休業保険等の休業損失を補償する契約の保険金は、全額が益金に算入されます。一方で、損失を受けた棚卸資産の被災原価や、休業期間中の店舗の賃借料などは損金に算入します。

なお、上記の保険金は、建物などの固定資産の滅失または損壊によって生じた保険差益とは異なり、圧縮記帳を行うことはできません。

(3) 身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金と死亡保険金

法人が保険金を受け取った場合には、個人や個人事業主にあるような非課税の取扱いはありません。

① 傷害・後遺障害に対する保険金

法人が取得する保険金などは、益金に算入されます。

また、これを従業員に見舞金等として支給したときは、損金に算入します。

なお、通常、死亡保険金以外の保険金は、被保険者である役員・従業員自身に直接支払われることが多く、その場合には、非課税所得となり、役員・従業員に対して課税されません。

② 死亡に対する保険金

法人が保険契約者となり、役員・従業員を被保険者とする保険契約において、法人が受け取る死亡保険金は、益金に算入します。

ただし、その死亡保険金を、法人の退職給与規程等に基づき、遺族に対して役員・従業員の退職金等として支給したときは、損金に算入します。

(注1) 役員・従業員の死亡により役員・従業員の遺族が保険金を受け取った場合、および役員・従業員の家
族の死亡により役員・従業員が保険金を受け取った場合については、2. 個人事業主の契約 (3) 身
体の傷害に基因して支払いを受ける保険金と死亡保険金 ②従業員を被保険者とする契約 b. 死亡に
対する保険金の表 (P.96参照) と同様の扱いとなります。

(注2) 満期返れい金付きの長期契約で、保険金の支払いによりその契約が失効し、支払われた保険金が益金
に算入された場合、それまで資産に計上されていた積立保険料は損金となります。

(4) 損害賠償に対する保険金

保険会社から賠償責任保険金が支払われたときは益金に算入し、被害者に支払った損害賠償金は損金に算入します。

第3章 満期返れい金、年金給付金等の税務処理

積立型保険契約における満期返れい金等の税務処理について、個人、個人事業主、法人に分けて学習します。

(注) 税法上は、①個人または個人事業主を対象とする所得税法と、②法人を対象とする法人税法に分類されていますが、本テキストでは、①を個人と個人事業主に分けて説明しています。

1. 個人の契約

(1) 積立型保険契約

積立型保険契約では、満期返れい金（解約返れい金を含みます。以下同様とします）および契約者配当金の受取人によって、源泉分離課税（P.23参照）の対象となる場合を除き、それぞれ次のような課税が行われます。

なお、契約者配当金は、積立保険料の運用から生まれる収益が予定の利回りを超えた場合に、満期返れい金と同時に支払われます。

① 満期返れい金および契約者配当金の受取人が保険契約者（保険料負担者）と同一の場合

満期返れい金および契約者配当金は、一時所得として扱われ、他の所得と合算して総合課税されます（P.18参照）。

この場合、次の算式により課税対象額を算出します（他に「一時所得」がある場合には、それらの一時所得も合算して次の計算をします）。

$$\text{課税対象額} = \{(\text{満期返れい金} + \text{契約者配当金} - \text{保険期間中に支払った保険料の合計額}) - 50\text{万円 (注)}\} \times 1/2$$

(注) 特別控除額は最高50万円です。

したがって、他に一時所得がない場合で、「満期返れい金+契約者配当金」から「保険期間中に支払った保険料の合計額」を差し引いた額が特別控除額の50万円を上回ったときは、その部分の2分の1の金額が課税対象額として他の所得と合算されます。

② 満期返れい金および契約者配当金の受取人が保険契約者（保険料負担者）以外の者である場合

保険契約の満期時に、保険契約者から受取人へ贈与があったものとみなされ、受取人に贈与税が課税されます。

(2) 年金払積立傷害保険契約

年金払積立傷害保険契約では、年金給付金の受取人によって、それぞれ次のような課税が行われます。

① 年金給付金の受取人が保険契約者（保険料負担者）と同一の場合

保険契約に基づいて支払われる年金給付金（契約者配当金を含みます）の年額からその給付金に対応する払込保険料を差し引いた金額（利益相当額）が雑所得（P.19参照）となり、所得税、復興特別所得税および個人住民税が課税されます。

なお、その利益相当額が25万円以上となる場合には、利益相当額の10.21%（所得税10%、復興特別所得税0.21%）が給付金額から源泉徴収されます。

（注1）源泉徴収された場合、税額を精算するために確定申告をする必要があります。

（注2）年金給付金の年間の支払額が20万円（契約者配当金を含みません）を超えると、保険会社は所轄税務署長に対し、「損害保険契約等の年金の支払調書」を提出することになります。

② 年金給付金の受取人が保険契約者（保険料負担者）以外の場合

年金給付金支払開始時に保険契約者から年金給付金の受取人へ年金受給権の贈与があったものとみなされ、年金給付金受取人に贈与税が課税されます。

また、年金給付金受取人は、受贈された年金受給権から支給される年金について、贈与税で課税されなかった部分が雑所得の課税対象になります。

2. 個人事業主の契約

(1) 積立型保険契約

個人事業主を被保険者とする契約に対する課税は、基本的に個人の契約と同様になります。

ただし、従業員を被保険者とする個人事業主の保険契約では、既に「その他の部分（補償部分）の保険料」を必要経費として処理している（P.87参照）ため、課税対象額の計算上、「満期返れい金＋契約者配当金」から控除できる金額は、「保険期間中に支払った保険料の合計額」ではなく、次のとおり「積立保険料部分の合計額」となります。

$$\text{課税対象額} = \{(\text{満期返れい金} + \text{契約者配当金} - \text{積立保険料部分の合計額}) - 50\text{万円}\} \times 1/2$$

(2) 年金払積立傷害保険契約

前記1.（2）と同様の処理になります。

3. 法人の契約

(1) 積立型保険契約

満期返れい金および契約者配当金を受け取った場合は、その全額を益金に算入し、それまで資産に計上していた積立保険料部分の額はその全額を損金に算入します。

したがって、満期返れい金および契約者配当金を受け取ったときに課税の対象になるのは、益金に算入されるそれらの額と、損金に算入される積立保険料部分の額の差額（積立保険料の運用益に相当する部分）ということになります。

（注）個人および個人事業主の契約と同様に「満期返れい金」には、解約返れい金も含まれます。

(2) 年金払積立傷害保険契約

法人を保険契約者とする契約はありません。

第4章 損害賠償金の税務処理

損害賠償金を支払った場合と受け取った場合のそれぞれの税務処理について、個人の場合、個人事業主の場合、法人の場合に分けて学習します。

(注) 税法上は、①個人または個人事業主を対象とする所得税法と、②法人を対象とする法人税法に分類されていますが、本テキストでは、①を個人と個人事業主に分けて説明しています。

1. 個人の場合

(1) 損害賠償金を支払った場合

個人が支払った損害賠償金等は、所得金額の計算上、控除の対象とはなりません。

(2) 損害賠償金を取得した場合

個人が取得した損害賠償金や見舞金は、人身事故または物損事故のいずれによるものであっても、原則として、課税されません。

(注) 被相続人が生存中に損害賠償金を受け取ることが決まっていたが、受け取らないうちに被相続人が死亡し、その賠償金を相続人が取得した場合は、その損害賠償金を受け取る権利、すなわち債権が相続財産となり、相続人には相続税が課されます。

2. 個人事業主の場合

(1) 損害賠償金を支払った場合

個人事業主が支払った業務にかかわる損害賠償金等は、次のようになります。

① 個人事業主の行為により損害賠償金を支払った場合

個人事業主が支払った損害賠償金等のうち業務にかかわるものは、必要経費に算入します。この場合の「損害賠償金等」には、慰謝料、示談金、見舞金等名目のいかんを問わず、他人に与えた損害を補てんするために支出するいっさいの費用を含みます(注1)。

なお、業務に関連するものであっても、個人事業主の故意または重大な過失によって他人の権利を侵害したことによる損害賠償金等は、必要経費に算入できません(注2)。

(注1) 損害賠償金等の額が、その年中に最終的に確定しない場合であっても、当事者間で争いのない部分の金額は、必要経費に算入できます。

(注2) 家事に関連するものなど、業務にかかわらない損害賠償金も、必要経費に算入できません。

(参考) 税法上の「重大な過失」

所得税法施行令第98条に規定する「重大な過失」があったかどうかは、その者の職業、地位、加害当時の周囲の状況、侵害した権利の内容、取締法規の有無等によりますが、次のような場合は、特別な事情がない限り、重大な過失があったものとされます。

- ・ 無資格運転、高速度運転、酒気を帯びている状態での運転、信号無視その他道交法に定める運転者の義務に著しく違反すること、または事業主（雇用者）の超過積載の指示、整備不良車両運転の指示その他道交法に定める使用者の義務に著しく違反することにより他人の権利を侵害した場合
- ・ 劇薬、爆発物等を他の薬品等と誤認して販売したことにより他人の権利を侵害した場合

なお、この規定は所得税基本通達によるものです。自動車保険の賠償責任保険では、被害者保護の観点から、「重大な過失」について、免責としていません。

② 個人事業主が従業員の行為により損害賠償金等を負担した場合

a. 個人事業主の必要経費処理

個人事業主が、従業員の行為により損害賠償金等を負担した場合、個人事業主に故意または重大な過失がなければ、業務に関連するものは、必要経費となります。

ただし、業務に関連しないものであっても、家族従業員以外の従業員の行為に関し、従業員に賠償資力がなく、個人事業主が立场上やむを得ず負担した場合は、必要経費とすることができます。

b. 従業員に対する課税

業務に関連するもので従業員に故意または重大な過失のない場合、または業務に関連しないものであっても、従業員の支払能力等からみてやむを得ず個人事業主が負担したと認められる場合は、経済的な利益がないものとして、給与等とはならないので、課税されません。

その他の場合は、給与の支払いを受けたものとして、所得税、復興特別所得税および個人住民税が課税されます。

個人事業主の故意 または重大な過失	従業員の行為	従業員の故意 または重大な過失	個人事業主の 経費処理
なし	業務に関連あり	なし	給与以外の必要経費
		あり	給与としての必要経費
	業務に関連なし	—	必要経費 不算入 (注)
あり	—	—	必要経費 不算入

(注) 業務に関連しない従業員の加害行為については、民法では個人事業主に賠償責任はなく（自賠法では一部管理責任を負う場合があります）、したがって、上表に記載のとおり、個人事業主の税務処理は必要経費に算入されないのが原則です。

ただし、家族従業員以外の従業員の行為に関し、従業員に賠償資力がなく、個人事業主が立场上やむを得ず負担した場合は、必要経費とすることができます。

なお、自動車保険では、業務に関連しない従業員の事故に対しても、原則として、保険金が支払われます。

(2) 損害賠償金を取得した場合

個人事業主が損害賠償金を取得した場合は、その損害賠償金が人身事故によるものか、物損事故によるものかによって、次のように税務上の取扱いが異なります。

区分	取扱い
人身事故によるもの	身体傷害により取得した損害賠償金（休業損害を含みます）、見舞金は、個人の場合と同様に課税されません。
物損事故によるもの	事業用の資産に対する損害賠償金は課税されません。また、必要経費に算入される損害額は損害賠償金の額だけ減額されます。
	商品等（棚卸資産）に対する損害賠償金は、事業所得の収入金額に算入されます。ただし、損害のあった商品等の原価は必要経費となります。
	事業用の資産に損害があり、業務の休止、転換、廃止等による業務の収益の補償として損害賠償金を取得した場合は、その金額は事業所得の収入金額に算入されます。ただし、休業中の店舗の賃借料などは必要経費となります。

3. 法人の場合

(1) 損害賠償金を支払った場合

法人の業務に関連して支払った損害賠償金で、役員または従業員に故意または重大な過失のない場合は、役員または従業員の給与以外の損金の額に算入します。

損害賠償金が業務に関連しない場合や、関連はあっても役員または従業員に故意または重大な過失がある場合は、役員または従業員に対する債権とします。

役員・従業員の行為	役員・従業員の故意 または重大な過失	法人の経費処理
業務に関連あり	なし	役員または従業員の給与以外の損金
	あり	
業務に関連なし	—	役員または従業員に対する債権（注）

（注）役員または従業員の支払能力等からみて求償できない事情にある（全額が回収できない場合で、担保物を処分した後を指します）場合、法人税法上の貸倒損失として、損金経理が認められます。

(2) 損害賠償金を取得した場合

法人の建物、動産に損害が生じて損害賠償金を取得した場合、法人の所得の計算上、その損害賠償金は益金となり、損害額は損金となります。

損害賠償金が、損害のあった建物、動産の帳簿価額以下のときは課税されませんが、帳簿価額を超えるときは、その超える部分が課税の対象となります。

ただし、建物等の固定資産の場合で、取得した損害賠償金で代替資産を取得または改良したときは、その差益金に一時に課税されないよう圧縮記帳（P.97参照）が認められています。

第5章 災害等に関する税務知識

災害等に関する税務知識としては、法人税等における申告期限および納付期限の延長（P.55 3.（2）（注）参照）がありますが、本章では、災害時および受傷・罹病時の税の減免制度（雑損控除、災害減免法、医療費控除）について取り上げます。

1. 災害時の税の減免制度

（1）雑損控除

① 雑損控除とは

災害等（注1）により、納税者本人または納税者本人と生計を一にする配偶者およびその他の親族（注2）の有する家屋や生活用動産などの資産（注3）に一定額を超える損害が生じた場合には、確定申告をすることにより、所得税、復興特別所得税および個人住民税において、一定額の所得控除を受けることができます。これを「雑損控除」といいます。

ただし、災害減免法（P.107参照）による税金の減免を受けた者は、併せて「雑損控除」の適用を受けられないため、いずれか有利な方法を選択することになります。

（注1）災害等とは、震災、風水害、落雷など自然現象の異変による災害、火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、害虫などの生物による異常な災害、盗難、横領（詐欺や恐喝は含まれません）をいいます。

（注2）雑損控除が受けられる「納税者本人と生計を一にする配偶者およびその他の親族」は、その年の総所得金額等が、48万円以下の者に限られます。

（注3）棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」は除かれます。

「生活に通常必要でない資産」とは、例えば、別荘など趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で保有する不動産や、貴金属（製品）や書画、骨とうなどで1個または1組の価額が30万円超のものなど、生活に通常必要でない動産をいいます。

なお、個人事業主の場合、棚卸資産や事業用固定資産等に災害等による損害が生じたときは、その損害額は必要経費に算入します。

② 雑損控除額の計算

次の式により算出される金額のうち、いずれか高い方が雑損控除額となります。

- a. 差引損失額（注1）－ 総所得金額等（注2）× 10%
 b. 差引損失額のうち災害関連支出の金額 － 5万円

（注1）差引損失額は、次の算式で計算されます。

$$\text{損害金額} \times 1 + \text{災害等に関連したやむを得ない支出の金額} \times 2 - \text{保険金などにより補てんされる金額} \times 3$$

※1 損害金額とは、損害を受けた時の直前における、その資産の時価を基にして計算した金額をいいます。

また、その資産が減価償却資産である場合は、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額を基礎として計算することができます。

※2 「災害等に関連したやむを得ない支出の金額」とは、災害関連支出の金額（災害により滅失した住宅や家財などを取り壊し、または除去するために支出した金額）に加え、盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のために支出した金額をいいます。

※3 「保険金などにより補てんされる金額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額をいい、これらは差引損失額には含まれません。

（注2）総所得金額等とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいいます。

計算方法は、所得税・個人住民税とも同じです。

なお、雑損控除額がその年の所得の合計額から控除しきれない場合は、翌年以後3年間（注）にわたり繰り越して控除を受けることができます。

（注）特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失については5年間となります。

（参考）雑損控除を適用した場合の所得税額の計算例

ケースA：差引損失額を200万円（損失額に含まれる災害関連支出額は5万円以下）、その年の総所得金額を300万円、雑損控除以外の所得控除額を50万円とする場合

所 得 金 額	3,000,000円				
雑 損 控 除	1,700,000円	（＝2,000,000円－3,000,000円×10%）			
その他の所得控除	500,000円				
課 税 所 得 金 額	800,000円				
納 税 額	40,000円	（P. 25速算表より）			

ケースB：差引損失額を1,000万円（損失額に含まれる災害関連支出額は5万円以下）、その年の総所得金額を1,000万円、雑損控除以外の所得控除額を100万円とする場合

所 得 金 額	10,000,000円				
雑 損 控 除	9,000,000円	（＝10,000,000円－10,000,000円×10%）			
その他の所得控除	1,000,000円				
課 税 所 得 金 額	0円				
納 税 額	0円				

(2) 災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）

① 災害減免法とは

災害減免法とは、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の者が、災害により住宅や家財に損害を受け、その損失額（実際の損失額から保険金や損害賠償金を差し引いた残額）が時価の2分の1以上となった場合に、確定申告をすることにより、その年の所得税および復興特別所得税が減免（軽減または免除）される制度をいいます。

ただし、雑損控除（P.105参照）の適用を受けた者は、併せて災害減免法による税金の減免は受けられないため、いずれか有利な方法を選択することになります。

② 減免額の計算

その年の所得金額の合計額に応じ、次の金額が所得税および復興特別所得税から減免されます。

所得金額の合計額	減免額
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	2分の1軽減
750万円超 1,000万円以下	4分の1軽減
1,000万円超	軽減なし

(参考) 災害減免法が適用された場合の所得税額の計算例

ケースA：損失額を200万円（損失割合2分の1以上）、その年の所得金額の合計額を300万円、所得控除額50万円として、税金の減免を受けた場合の所得税額

所得金額の合計額	3,000,000円
所得控除	500,000円
課税所得金額	2,500,000円
税額	152,500円（P.25速算表より）
減免額	152,500円（全額免除）
納税額	0円

ケースB：損失額を1,000万円（損失割合2分の1以上）、その年の所得金額の合計額を1,000万円、所得控除額100万円として、税金の減免を受けた場合の所得税額

所得金額の合計額	10,000,000円
所得控除	1,000,000円
課税所得金額	9,000,000円
税額	1,434,000円（P.25速算表より）
減免額	358,500円（4分の1軽減）
納税額	1,075,500円

(3) その他災害に関する税制上の対応

近年、災害が頻発していることを踏まえ、平成29年度税制改正により、災害減免法等の規定に加え、これまで災害ごとに特別立法で手当てをしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備しています。

災害に関する税制上の対応は、「すべての災害に適用するもの」と「災害を指定して適用するもの」に分類されます。

① すべての災害に適用するもの

ここでは、すべての災害に適用するもののうち「住宅ローン減税の適用の特例」と「法人税・消費税の中間申告書の提出不要」について取り上げます。

(注) このほか、財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付、仮決算の中間申告による所得税額の還付、住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等、山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和、被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化があります。

住宅ローン減税(注1)の適用の特例	住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、災害により、居住の用に供することができなくなった場合には、その年に限らず、住宅ローン控除に係る残存期間について住宅ローン控除の継続適用を受けることができます(注2)。ただし、その敷地等を譲渡し、居住用財産の譲渡損失の特例を受けるなどの一定の場合については、継続して適用を受けることはできません。 (注1) 税制上は「住宅借入金等特別控除」(P.26参照)といいますが、ここでは財務省の説明に従い「住宅ローン減税」を用いています。 (注2) 住宅ローン減税の適用を受けるには、適用者が居住していることが要件となるため設けられた特例です。
法人税・消費税の中間申告書の提出不要	法人税(P.55)および消費税(P.67)については、所定のルールに基づいて中間申告書の提出を要しますが、国税通則法の規定(注)による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書を要しないとされています。 (注) 国税通則法では、災害等の理由により、所定の期限内に申告や納税などを行うことができないと認められた場合には、一定期間に限り期限を延長することができる」と規定されています。

② 災害を指定して適用するもの

災害を指定して適用するものとして、「被災者の生活再建に資する措置」「事業者の再建等に資する措置」「他法令の仕組みを前提としている措置」に分類されますが、ここでは「被災者の生活再建に資する措置」について取り上げます。

被災者の生活再建に資する措置は、「被災者生活再建支援法」(注)の対象となる災害に適用されます。

(注) 被災者生活再建支援法については、損害保険大学課程 専門コーステキスト 法律単位 第4編 安心・安全に関する法律知識 第2章 自然災害リスク 第2節 自然災害に対する備え 2. 生活再建のための制度に関する法律(2) 被災者生活再建支援法を参照願います。

<p>a. 住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例</p>	<p>自然災害により、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する従前家屋を居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合に、従前家屋に係る住宅ローン控除と再取得等をした家屋の住宅ローン控除を重複して適用を受けることができます。</p>
<p>b. 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税</p>	<p>自然災害により、住宅、工場または事務所等の被害を受けた被災者などが、滅失した建物または損壊したため取り壊した建物に代わるものとして、新築または取得をした場合に、その建物の所有権の保存または移転の登記で、一定の要件のもとで登録免許税が免除されます（自然災害の発生した日以後5年を経過する日までの間に受けるものが対象）。</p>
<p>c. 被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例</p>	<p>住宅取得等資金に係る贈与税の非課税の適用を受けた者の住宅用家屋が、自然災害により滅失等をした場合に、その者がその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をするとときは、再度、本制度の適用を受けることができます。</p>
<p>d. 建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税</p>	<p>自然災害により滅失し、または損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」および「建設工事の請負に関する契約書」について、一定の範囲内で印紙税（P. 68参照）が非課税となります。 <small>（注）このほか、地方公共団体または政府系金融機関等が、被災者に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」についても、一定の範囲内で印紙税が非課税となります。</small></p>
<p>e. 被災自動車に係る自動車重量税の特別還付</p>	<p>自然災害により、車検証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者が、自動車の永久抹消登録または滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税（P. 62参照）の還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。</p>

2. 受傷・罹病時の税の減免制度

(1) 医療費控除

納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合は、確定申告をすることにより、所得税、復興特別所得税および個人住民税において、一定額の所得控除を受けることができます。これを「医療費控除」といいます。

① 医療費の要件

医療費控除の対象となる医療費の要件は次のとおりです。

- a. 納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること
- b. その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります）

② 医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費は次に掲げるものの対価のうち、その症状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

- a. 医師または歯科医師による診療または治療
- b. 治療または療養に必要な医薬品の購入
- c. 病院、診療所または助産所等へ収容されるための人的役務の提供
- d. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師による施術
- e. 保健師、看護師または准看護師等による療養上の世話
- f. 助産師による分べんの介助 など

(注) 次の費用は医療費控除の対象となる医療費とは認められていません。

- ・ 人間ドックその他の健康診断のための費用（ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、その診断に基づきその疾病の治療を行った場合は、医療費控除の対象となります）
- ・ 容姿を美化し、または容貌を変えるための費用
- ・ 疾病の予防または健康増進のための医薬品の費用

③ 控除額

医療費控除の対象となる金額は、次の算式で算出した金額（最高で200万円）です。

$$\boxed{\text{医療費控除の
対象となる金額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{医療費の額} \\ \text{〔実際に支払った医療費} \\ \text{の合計額－保険金等で} \\ \text{補てんされる金額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{10万円} \\ \text{〔その年の総所得金額等が} \\ \text{200万円未満の者は総所} \\ \text{得金額等の5\%の金額} \end{array}}$$

(注) 保険金等で補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くので、引ききれない金額が生じた場合でも他の医療費からは差し引く必要はありません。

a. 上記計算式の「保険金等で補てんされる金額」の例

- (a) 損害保険契約または生命保険契約に基づき、医療費の補てんを目的として支払いを受ける傷害費用保険金、医療保険金または入院費給付金等
- (b) 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金
- (c) 社会保険または共済に関する法律等の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、医療費の支出を給付原因として支給を受けるもの（高額療養費等）
- (d) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支給を受ける給付金

b. 上記計算式の「保険金等で補てんされる金額」とならないもの

- (a) 死亡、重度障害、療養のため労務に服せない等に基因して支払いを受ける保険金、損害賠償金等
- (b) 社会保険または共済に関する法律等の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、健康保険法の傷病手当金または出産手当金の規定により支給を受ける手当金
- (c) 使用者その他の者から支払いを受ける見舞金等（法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払いを受ける給付金を除きます）

④ 医療費控除を受けるための手続き

確定申告の際に、医療費の明細を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して、所轄税務署長に提出します（注）。

(注) この場合、確定申告した者は、医療費の領収書を5年間保存する必要があります。

⑤ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

a. セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制とは、適切な健康管理のもとで医療用薬品からの代替を進める観点から、職場等での定期健康診断などを受けている個人が、2017（平成29）年1月1日から2026（令和8）年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の市販の医薬品（スイッチOTC医薬品（注）など）を購入したときに、その費用を所得控除できる特例制度をいいます。

現行の医療費控除を受けるためには、一定のハードルがありましたが、この制度により、健康診断などを定期的に受けている人が、所定の市販薬を購入した際も、身近に一定の所得控除を受けることができるようになりました。軽度な身体の不調を市販薬などによって自ら手当てをすることは自身の健康管理につながり、国の財政を圧迫している医療費の適正化にもつながるものとして期待されています。

なお、この特例と通常の医療費控除とは選択適用となるため、この特例を選択した場合は、通常の医療費控除を併せて受けることはできません。

（注）スイッチOTC（Over the counter）医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品をいいます。これまで医師の判断でしか処方されなかった医薬品が、市販薬にスイッチして薬局でも購入できるようになったことから、このように呼ばれています。

なお、該当する医薬品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象医薬品である旨が表示されています。

b. セルフメディケーション税制の適用対象者

健康の保持増進および疾病の予防のための取組みとして、所定の検診等または予防接種等（注）を受けている個人が適用対象者となります。

（注）医師が関与している次の検診等または予防接種等をいいます。

①人間ドック等の健康診査 ②生活保護受給者等を対象とする健康診査 ③インフルエンザワクチン等の予防接種 ④勤務先で実施する定期健康診断 ⑤特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導 ⑥がん検診

c. 控除額

控除対象の1年間（1月1日～12月31日）におけるスイッチOTC医薬品の購入費用が12,000円を超えた場合に、その超えた額が控除の対象となります（88,000円が限度）。

d. 控除を受けるための手続き

控除を受けるには、確定申告の際、健康の保持増進および疾病の予防のための取組みを行ったことを明らかにする書類を添付して確定申告書を提出することが求められていましたが、令和3年度税制改正において、手続きの簡素化のため、書類は手元保管とし、提出・提示は省略されることになりました。